

(別添)

仕様書

1 業務名称

伯耆国「大山開山1300年祭」周遊型謎解き宝探しイベント事業企画運營業務（以下「委託業務」という。）

2 業務目的

大山山麓に点在する地域の観光資源を謎解きストーリーにより結び付け、ゲーム感覚で歴史・文化等に触れながら楽しくまち歩きを行える体験型イベントを実施し、観光客等に大山山麓の周遊を促進し、滞在時間の拡大を図る。

3 業務期間

契約締結日から平成30年12月28日（金）まで
（イベント開催期間は平成30年7月1日から9月末まで）

4 業務内容

大山山麓周辺の歴史、文化等を活用して、次のとおり周遊型謎解き宝探しイベントに係る企画運營業務を実施する。

(1) 委託業務の企画について

- ア イベント名称及び実施内容については、性別・年齢を問わず参加できるものとし、集客効果を含む企画に努めること。
- イ 宝箱を発見する過程において、大山及び大山山麓周辺の歴史や文化など観光資源に触れることのできる内容とし、イベントの難易度については初心者を意識した内容とすること。
- ウ 実施場所については大山山麓周辺とし、大山寺地区の徒歩で周遊できる範囲をメインフィールドに設定するとともに、米子市、境港市、倉吉市、日野町内にサブフィールドを設定する。
- エ ウの地域において、地域の住民等と参加者が触れあうことにより、参加者がおもてなし、歓迎を受けていると感じさせる内容とすること。
- オ 大山山頂を特別エリアとして設定し、参加者が登頂し、山頂にてスタンプを参加冊子に押印すればエリアクリアとする。なお、大山山頂エリアのクリア記念ノベルティは委託者が準備する。
- カ 使用するキャラクターについては、委託者と協議すること。
- キ 宝箱を発見した後に報告する場所については、委託者と協議すること。
- ク ゲームクリア者には抽選で賞品を贈ることとする。6つのグループの抽選賞品を設定し、クリアしたエリアに応じ、当選対象となる賞品グループが増えることとする。なお、賞品数は合計100点程度とする。

<抽選賞品のグループ分け>

- A 大山寺グループ B 米子グループ C 倉吉グループ
- D 境港グループ E 日野グループ F 目玉商品

<クリアエリアに応じた当選対象>

クリアしたエリアの内訳	当選対象となる賞品グループ
メインフィールドのみクリア	Aグループのみ
メインフィールドの他にサブフィールドの一部をクリア	B, C, D, Eのうち、クリアしたエリアのグループ
メインフィールド・サブフィールド全てをクリア	A及びFグループ

- ケ 抽選賞品は委託者が用意することとし、当選者への賞品発送は受託者が行うこと。
- コ 事業を検証するために参加者アンケートを行い、集計・分析して実績を報告すること。

(2) 委託業務における製作物及びイベントの告知方向について

ア イベントで使用する必要な製作物については、(1)の内容を踏まえ、次のものを受託者側で用意すること。また、製作物の内容については委託者と協議を行うこと。

- ・参加冊子 (A4版8頁・15,000部)
- ・募集チラシ (A4版・35,000部)
- ・広告宣伝用ポスター (A2版・300部)
- ・クリア記念ノベルティ (15,000個・内容については委託者と協議すること)
- ・専用ホームページの開設 (5頁・サーバー利用費等含む)
- ・イベント参加者への補助パネルなどの設置物 (最大36枚まで)
- ・宝箱等 (17個程度・規格については委託者と協議すること)

※製作物の数量は、委託者と受託者の協議により、変更することがある。

イ 上記アにおける製作物に必要な情報・写真・記事については受託者で用意すること。

ウ 募集チラシ、広告宣伝用ポスターの発送は、受託者が行うこと。なお、発送先については、委託者と協議を行うこと。

エ 観光客が多く登録していると考えられるメールマガジンや、Twitter、Facebook等を利用しての直接告知を行うこと。

(3) 委託業務の運営・管理について

ア 宝箱等の設置・保守・撤去については、受託者において行うこととする。

イ 委託期間中に設置した宝箱等の製作物の破損等については補修・交換を行うこと。

ウ (1)ウで定める実施場所の一部は自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条に定める国立公園特別地域内に該当するため、法令を遵守し、必要に応じて関係省庁の許可を得ること。

5 著作権について

(1) 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等(以下「素材」という。)を使用する場合、受託者は、その使用に関する一切の責任を負うこと。

(2) 制作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引き渡し時に、委託者へ無償で譲渡する。ただし、ライセンスの譲渡が認められていない素材等は除くものとする。

(3) 委託者は、制作物が著作物への該当・非該当に関わらず、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に使用することができるものとする。

(4) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合に、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、委託者は、制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができる。

6 特記事項

- (1) 委託業務に伴う設置物に関してはイベント開催期間の始期の1週間前までに設置を終了すること。
- (2) この仕様について、疑義が生じた事項又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託希望者は、大山寺から大山山麓周辺地域へ参加者を誘導する仕組み等について、別途費用が必要な場合も含めて積極的に提案すること。
 - ・大山開山1300年をキーワードに、宝探しイベント用のストーリーづくりをすること。
 - ・滞在時間を延ばす工夫をすること。